

# 平成 25 年度 「水質保全研究助成」

## —募集要領—

(平成 25 年度募集)

平成 25 年 1 月



財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構

財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の「水質保全研究助成」は、「財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 水質保全研究助成要綱」に基づき、以下の要領で募集します。

## 1. 助成対象研究

財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構（以下、「機構」という。）が指定する分野に関する研究に対して、助成を行います。別紙の研究分野一覧を参照してください。

## 2. 助成対象団体

次のいずれかに該当する団体を助成対象とします。

- (1) 大学または大学付属の研究機関
- (2) その他の研究機関等（営利を目的としない、特殊法人、公益法人、公共機関等に所属する場合に限ります）

## 3. 助成金額

1件についての助成限度額は年度当たり80万円です。ただし、研究の内容が本助成の目的である琵琶湖・淀川流域の水質保全の課題解決に特に効果があり、社会的な貢献度が高いと機構が認めた場合は、年度当たり200万円を限度として増額する場合があります。

## 4. 助成期間

交付決定の通知日から平成26年3月15日までとします。

申請および交付決定は単年度ごとに行います。ただし、研究内容により1年以上の実施期間が必要であると機構が認めた場合は、原則として2年間（最長3年）の助成期間とすることができますが、次年度以降に募集要領に従い、申請に際して、必要書類の提出が必要です。

## 5. 応募方法

本助成を希望する団体は、別紙の応募様式に必要事項を記入の上、実施計画書および予算内訳書を添付し下記の宛先まで郵送またはEメールにて送付して下さい。同一申請者の複数応募はできません（同一大学内の異なる研究機関による応募は可能とします）。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

### (1) 提出書類

- ① 申請書 ……（様式1）
- ② 実施計画書 …… A4版用紙に数ページ程度（形式は自由）
- ③ 予算内訳書 ……（様式2）

※電子ファイルが、機構ホームページからダウンロードできます。

- <http://www.byq.or.jp/josei/index.html/>

(2) 送付先および問い合わせ先

〒540-0008

大阪市中央区大手前1丁目2番15号 大手前センタービル4階

財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 総務企画部

電話：06-6920-3035

E-mail：h o z e n k i k o @ b y q . o r . j p

(3) 応募受付期間

平成25年1月21日（月）から平成25年3月8日（金）必着

※個人情報の取り扱いについて

応募いただいた方の個人情報は機構が厳重に管理し、

ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

## 6. 選考

(1) 選考方法

水質保全研究助成選考委員会により、選考を行います。

(2) 選考基準

選考にあたっては、以下の視点から総合的に判断を行い、助成金を交付する団体を決定します。

- ① 機構の実施する調査研究との整合
- ② 琵琶湖・淀川流域の水質保全の課題解明や対策への期待度
- ③ 研究成果達成の実現性
- ④ 新しい視点や創意工夫
- ⑤ 研究担当者の申請研究にかけられる時間等（エフォート率）

(3) 選考結果の通知

交付決定後すみやかに、申請者に通知を行います。また、機構ホームページにも掲載します。

## 7. 助成金交付決定後の提出書類について

提出書類の様式は交付決定時に送付します。

(1) 交付決定後

- ・ 請書
- ・ 助成金請求書

(2) 助成研究終了時

- ・ 研究成果報告書
- ・ 精算報告書



# 平成 25 年度「水質保全研究助成」 募集研究分野一覧

## (1) 水系水質管理のための有機性汚濁指標とその代表性に関する研究

総合的な有機性汚濁指標に関する研究、また、それらの代表性に関する研究を対象

## (2) 琵琶湖・淀川流域の水質・底質中の微量有害汚染物質の挙動把握および分析手法の確立等に関する研究

水域水質や底質中の様々な汚染物質(例えば、PPCPs, 有機フッ素化合物, 消毒副生成物, 臭気物質など)の挙動把握に関する研究と分析手法の開発に関する研究を対象

## (3) 琵琶湖・淀川流域における大腸菌などの病原性微生物の動態把握と削減技術に関する研究

遊び泳げる河川や湖沼を目指した安全で安心な流域の水質保全のための研究を対象

## 水質保全研究助成 過去の研究分野と採択研究テーマ(参考)

平成24年度水質保全研究助成

	研究分野	団体名	研究テーマ
(1)	水系水質管理のための有機性汚濁指標やそのリスク評価に関する研究	立命館大学理工学部 環境システム工学科	琵琶湖流域における都市系面源由来の微量有機化合物に関する生態リスク評価
(2)	琵琶湖・淀川流域の水質・底質中の微量有害汚染物質の挙動把握および分析手法の確立等に関する研究	大阪市立環境科学研究所	淀川下流域における臭気系難燃剤HBCDの汚染実態
		(財)ひょうご環境創造協会 兵庫県環境研究センター	有機フッ素化合物の環境実態および排出源の解明と環境挙動シミュレーションを応用した将来濃度予測に関する研究
		京都大学大学院 地球環境学	琵琶湖・淀川流域の水・大気・土壌中の難分解性有機フッ素化合物類の挙動把握と発生源の推定
		京都大学大学院 地球環境学	河川環境における医薬品類の物質変換過程に関する研究
		滋賀県立大学環境科学部	日用品由来化学物質(PPCPs)の環境中における分解・消失要因の解析
(3)	琵琶湖・淀川流域における糞便性大腸菌などの微生物の動態把握と削減技術に関する研究	大阪大学薬学研究科	マイクロ流路システムによる水環境中の病原性微生物のリアルタイム・オンサイト・モニタリング

平成23年度水質保全研究助成一覧

平成23年度水質保全研究助成

	研究分野	団体名	研究テーマ
(1)	琵琶湖・淀川流域の難分解性有機物の特性把握に関する研究	京都大学大学院工学研究科 附属流域圏総合環境質研究センター	琵琶湖難分解性有機物の有機物組成および核磁気共鳴分光法による構造特性の解明
		兵庫県立大学環境人間学部	琵琶湖に溶存する難分解性溶存物質の蛍光スペクトル解析および超高分解能質量分析による特性把握と起源の推定
(2)	琵琶湖・淀川流域の水質・底質中の微量有害汚染物質の挙動把握および分布手法の確立等に関する研究	滋賀県立大学環境科学部	日用品由来化学物質(PPCPs)の環境中における分解・消失の可能性の検討
		大阪大学大学院工学研究科	淀川流域におけるレチノイン酸受容体アンタゴニスト汚染の実態解明
(3)	琵琶湖・淀川流域における病原性微生物の挙動把握と制御、削減に関する研究	大阪教育大学	水浴場の糞便汚染の変動とバクテリオファージを用いた汚染源の推定

※平成22年度以前の水質保全研究助成の研究分野・研究テーマ等についてはホームページ (<http://www.byq.or.jp/josei/index.html>) に掲載しています。

平成 25 年度 財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構  
「水質保全研究助成」申請書

申請年月日 平成 年 月 日

ふりがな			ふりがな		
団体名 (所属名)			代表者名 (所属長)		
団体の種類	大学・特殊法人・公益法人・公共機関・その他( ) ※該当するものを○で囲む				
団体の概要	分野、実績等：				
事務所の所在地	住所	〒			
	TEL			FAX	
連絡先	所属・役職			Email	
	ふりがな			TEL FAX	
	研究担当者名				
	所属・役職			Email	
	ふりがな			TEL FAX	
	連絡担当者名 ※研究担当者不在時の連絡(同上でも可)				
助成対象 研究の概要	助成研究 テーマ	研究分野(番号 )			
	成果目標				
	研究期間	～		対象 流域	
	研究概要：				
	スケジュール(詳細については実施計画書にご記入ください)：				

※裏面に続きます。

助成対象 研究の概要	担当者の研究にかけられる時間（割合）および人員：		
研究成果 により 期待される 効果	研究の成果が、琵琶湖・淀川流域の水質保全に関する行政施策など公益性のある社会的な取組にどう活かされ貢献していけるのかを具体的に記述ください。		
助成希望金額	助成希望総額： （初年度：                      2年目：                      3年目：                      ）		
他団体からの 助成有無	有                      ・                      無		

添付資料：①実施計画書 ②予算内訳書 （欄が不足する場合は別紙をつけてください）



【水質保全研究助成経費 費目一覧】

費目	内容
①謝金、賃金	外部協力者からの助言、協力に対する謝金等 補助作業のためのアルバイト等の経費等
②資料・印刷費	書籍、論文等購入費等 調査票、集計表等の印刷費等
③旅費	調査、会議等に伴う交通費、宿泊費等 (海外は除きます)
④賃借費	会議室の賃借料、機器の賃借料等
⑤委託費	現地調査、実験、データ整理等を委託する場合の経費等
⑥備品費	機械、器具の購入費等
⑦通信・運搬費	通信費、資機材発送費等
⑧消耗品費	資材、試薬、文具購入費等
⑨雑費	その他の経費

※経費は全て助成研究に直接必要なものとし、以下のものは認められません。

- ・ 団体の運営にかかわる経費
- ・ 助成研究以外の研究に要する経費
- ・ 飲食費
- ・ その他、助成研究への適用が主目的とならない経費